

赤穂市障がい者福祉長期計画の策定概要について

1 計画策定の趣旨

(1) 国の動き

わが国では、昭和 56 年の「国際障害者年」を契機として、翌年の昭和 57 年に「国連障害者の十年」の国内行動計画として、障がい者施策に関するはじめての長期計画である「障害者対策に関する長期計画」が策定されました。以後、数回にわたり国の計画が見直され、平成 25 年 9 月に「障害者基本計画」が策定されました。

国の「障害者基本計画」では、共生社会の実現に向け、障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がいのある人自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向が示されました。

法制度の改正においては、平成 23 年の「障害者基本法」の改正をはじめ、「障害者虐待防止法」（平成 24 年 10 月施行）、「障害者総合支援法」（平成 25 年 4 月施行）、「障害者優先調達推進法」（平成 25 年 4 月施行）、そして平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行されました。

また、平成 28 年 5 月に成立、6 月に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（以下、「障害者総合支援法等一部改正法」という。）」において、障がいのある子どものサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、市町村において「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

(2) 兵庫県の動き

兵庫県では、「国際障害者年」を契機に、障がいのある人に対する施策の総合化・体系化を図るため、昭和 57 年 3 月に障害者基本法に基づく「兵庫県国際障害者年長期行動計画」が策定されました。

以後、数回にわたり計画が見直され、平成 27 年 3 月に「ひょうご障害者福祉計画」が策定されました。この計画では「自己決定」と「共生」の 2 つを基本理念に、障がいのある人、そうでない人、あらゆる行為主体が障がいによって分け隔てられることなく、自分のしたいことや望んでいることに向かって進んでいくことができる社会を構築することをめざす計画となっています。

(3) 赤穂市の動き

本市では、平成 24 年 3 月に障害者基本法に基づく「赤穂市障がい者福祉プラン」と、障害者総合支援法（旧、障害者自立支援法）に基づく「第 3 期赤穂市障がい福祉計画」を一体的に策定しました（赤穂市障がい者福祉長期計画）。また、平成 27 年 3 月には障害者総合支援法に基づく「第 4 期赤穂市障がい福祉計画」を策定しました。

「赤穂市障がい者福祉プラン」を策定して約 5 年が経過し、その間、様々な法制度が施行・成立するなど、障がいのある人を取り巻く環境がめまぐるしく変化しています。

平成 29 年度には、「赤穂市障がい者福祉プラン」と「第 4 期赤穂市障がい福祉計画」が終了することを受け、新たな法制度の動向を踏まえつつ、「第 3 次赤穂市障がい者福祉プラン」と、「第 5 期赤穂市障がい福祉計画」及び「第 1 期赤穂市障がい児福祉計画」を策定します。

2 計画の性格

(1) 法的位置づけ（平成 30 年度以降）

- 第 3 次赤穂市障がい者福祉プラン＝障害者基本法第 11 条第 3 項「市町村障害者計画」
- 第 5 期赤穂市障がい福祉計画＝障害者総合支援法第 88 条第 1 項「市町村障害福祉計画」
- 第 1 期赤穂市障がい児福祉計画＝児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項「市町村障害児福祉計画」

この 3 計画全体を総称して「赤穂市障がい者福祉長期計画（以下、「本計画」という。）」と位置づけられます。

【計画の関係】

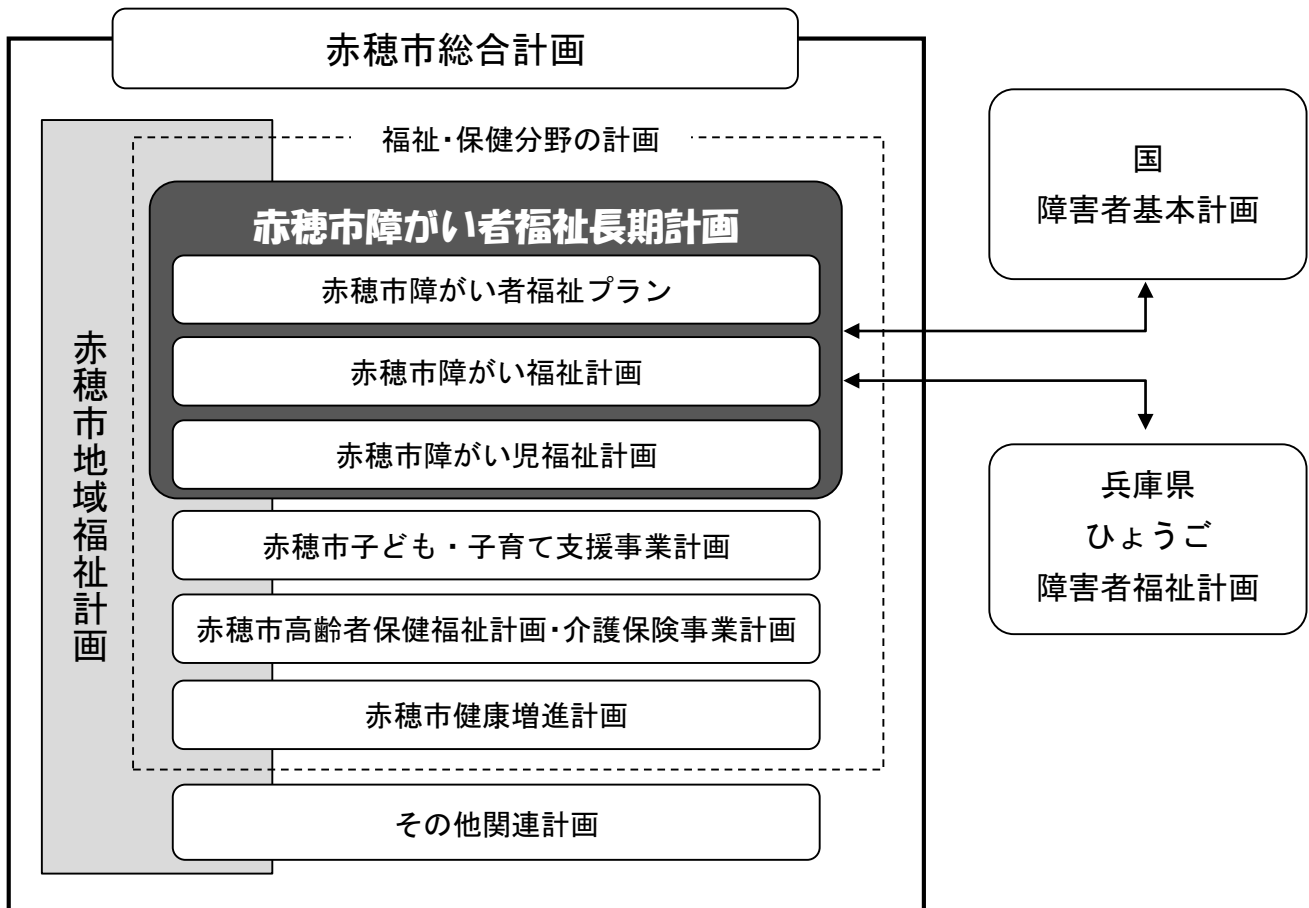
平成 29 年度まで	赤穂市障がい者福祉長期計画		
	名称	赤穂市障がい者福祉プラン	第 3 期赤穂市障がい福祉計画 第 4 期赤穂市障がい福祉計画
	計画期間	平成 24～29 年度(6 年)	第 3 期:平成 24～26 年度(3 年) 第 4 期:平成 27～29 年度(3 年)
	根拠	障害者基本法	障害者総合福祉法 (旧:障害者自立支援法)



平成 30 年度以降	赤穂市障がい者福祉長期計画		
	名称	第 3 次赤穂市障がい者福祉プラン	第 5 期赤穂市障がい福祉計画 第 1 期赤穂市障がい児福祉計画
	計画期間	平成 30～35 年度(6 年)	平成 30～32 年度(3 年) 平成 30～32 年度(3 年)
	根拠	障害者基本法	障害者総合福祉法 児童福祉法

(2) 他計画との関係

本計画は、「赤穂市総合計画」を上位計画とした分野別計画であり、「赤穂市地域福祉計画」のもと、「赤穂市子ども・子育て支援事業計画」「赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」等の関連計画と整合を図るとともに、国や兵庫県における障害者基本計画や障害福祉計画の内容を踏まえ計画を策定します。



3 計画の期間

本計画の内、赤穂市障がい者福祉プランは、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間です。

また、赤穂市障がい福祉計画及び赤穂市障がい児福祉計画は 3 か年計画であるため、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間です。

ただし、社会情勢やニーズの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
赤穂市障がい者福祉長期計画						
市町村 障害者計画	第3次赤穂市障がい者福祉プラン					
						見直し
市町村 障害福祉計画	第5期赤穂市障がい福祉計画		第6期赤穂市障がい福祉計画			
			見直し			見直し
市町村 障害児福祉計画	第1期赤穂市障がい児福祉計画		第2期赤穂市障がい児福祉計画			
			見直し			見直し

4 計画の策定体制

(1) 赤穂市障害者自立支援協議会における検討

本計画の策定にあたっては、本市の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たすため、障がい者福祉に関係する各種団体・関係機関等で構成する「赤穂市障害者自立支援協議会」における議論・検討を踏まえ策定していきます。

(2) 障がいのある人等からの意見の集約

- ① 本計画の策定にあたり、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している人、自立支援医療（精神通院医療）受給者証を所持している人、障害福祉サービスを利用している人を対象としたアンケート調査を実施します。

【アンケート調査の概要】

調査の種類と対象者	①18歳以上調査	平成29年7月1日現在で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している人、自立支援医療（精神通院医療）受給者証を所持している人
	②18歳未満調査	平成29年7月1日現在で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している人、自立支援医療（精神通院医療）受給者証を所持している人、障害福祉サービスを利用している人
調査期間	平成29年7月中に実施予定	
調査方法	郵送による配布・回収	
配布予定数	①18歳以上調査 配布数1,600人（無作為抽出） ②18歳未満調査 配布数200人（悉皆調査）	

- ② 本市の障がい者施策に関係する障がい者団体・事業所・教育機関・行政機関等に対して障がい者計画策定に関するアンケート調査を実施するとともに、希望される障がい者団体・事業所等を対象に後日聞き取り調査（ヒアリング調査）を実施する予定です。

(3) パブリックコメントの実施

本計画に対し、市民から広く意見を反映するため、平成29年12月から平成30年1月の期間を目途にパブリックコメントを実施する予定です。